

1月15日～21日は防災とボランティア週間です。

地震などの自然災害はいつどこで発生するかわかりません。

下のチェック表を活用して、必要と思われるものを事前に揃えておきましょう。

- | | |
|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食料(1人3日分以上) | <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ |
| <input type="checkbox"/> 水(1人1日3ℓ×3日分以上) | <input type="checkbox"/> お金 |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 衣類 |
| <input type="checkbox"/> 軍手・マスク | <input type="checkbox"/> 雨具 |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器(電池式) | <input type="checkbox"/> タオル |
| <input type="checkbox"/> 身分証明書 | <input type="checkbox"/> 薬 |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> メモ帳 |
| <input type="checkbox"/> ホイッスル | |
| <input type="checkbox"/> ※ その他 | |
| 乳幼児 … <input type="checkbox"/> ミルク、哺乳瓶、紙おむつ | |
| 女性 … <input type="checkbox"/> 生理用品、防犯ブザー | |
| 高齢者 … <input type="checkbox"/> 大人用おむつ、杖、持病の薬 | |



埼玉県警察マスコット
ポッポくん

令和6年11月1日 道路交通法の改正



自転車の危険な運転に新しい罰則が整備されました。

運転中のながらスマホ

スマートフォン等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は**6月以下の懲役**又は**10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は**30万円以下の罰金**

酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役**又は**50万円以下の罰金**
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は**50万円以下の罰金**
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は**30万円以下の罰金**

○「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象です。

○自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象になります。※受講命令に従わなかった場合 **5万円以下の罰金**

○免許事務担当からお知らせ

年末年始は混雑が予想されます。更新期間内で計画的な更新をお願いします。

